浄化槽清掃業許可の手引き

「浄化槽法」第３５条第１項により、浄化槽清掃業を営もうとする方は、当該事業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。

申請・手続きについて

夕張市内で浄化槽清掃業を営もうとする方は、「夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」および「夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」にのっとり、許可申請書を提出しなければなりません。

以下のとおり申請してください。

１　必要書類

①浄化槽清掃業許可申請書（様式第 14 号）

②[法人の場合]定款及び登記簿の謄本

[個人の場合]住民票の写し

③申請者が浄化槽法第 36 条第２号イからニまで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類

④浄化槽管理士免状及び技術管理者認定講習修了証書の写し

⑤自動車車検証の写し

⑥その他必要と認める書類及び図面

事業内容によって市民課環境生活係と協議の上、提出とする。

２　許可手数料

浄化槽清掃業許可手数料　１件：１５，０００円

３　許可の更新についての留意事項

許可の有効期限は、２年間となっております。許可を更新する場合は、許可の有効期限が満了するまでに申請してください。

※許可満了期間が過ぎた後の申請は原則認めません。

４　許可後の申請・届出

再交付

許可証を紛失または棄損した場合は、市民課環境生活係にご連絡ください。

廃止または変更の届出

事業の全部または一部を廃止したとき又は住所その他環境省令で定める事項に変更が生じたときは、下記の書類を提出してください。

①浄化槽清掃業

①浄化槽清掃業廃止（変更）届出書（様式第 17 号）

②住所等の変更が生じた内容の書類

（定款及び登記簿の写し、自動車車検証の写し、浄化槽管理士免状の写し等）

③その他必要と認める書類及び図面

内容により市民課環境生活係と協議の上、提出とする。

【環境省令で定める事項】

①氏名または名称

②住所

③法人の代表者氏名

④営業所の所在地

⑤事業の用に供する施設の概要

⑥添付書類の記載事項